



水土里 ネット ちば

Chiba Prefectural Federation of Land Improvement Association

2020 SUMMER
Vol.
327



第25回美しい農村環境写真コンテスト佳作 「黄金色の豊穡」 撮影場所：大多喜町 撮影者：森戸 延行

CONTENTS

□絵 香取を旅する

- 1 農林水産部次長就任の御挨拶
- 2 農地・農村振興課長 就任にあたって
- 3 「テレビ会議」を活用した要請活動の実施について
／令和2年 春の叙勲

- 4 ため池対策について
- 6 人・農地プランの実質化について
- 8 多面的機能支払交付金
- 10 農業事務所だより・千葉農業事務所

- 12 農業事務所だより・東葛飾農業事務所
- 14 農業事務所だより・印旛農業事務所
- 16 土地改良区に係る検査について(パート5)
- 20 令和2年度 千葉県 新規採用職員紹介

千葉県土地改良事業団体連合会

(愛称:  水土里 ネット 千葉)

香取を旅する

平成28年、佐原の街並みが「日本遺産」に認定され、約300年にわたり受け継がれている佐原の大祭「佐原の山車行事」はユネスコ無形文化遺産にも登録され香取佐原は観光気運が高まっています。

是非、気軽に小江戸「佐原」を訪れてみてはいかがでしょうか！

香取で一番の人気コースを紹介します。

【小野川沿いと歴史的町並みをめぐるコース】

1 全国を測量した偉人

伊能忠敬旧宅▶

日本で初めて実測による全国地図を作った伊能忠敬。婿養子となり17歳から50歳まで30年余りを過ごした家。醸造業を営んでいた土蔵造りの店舗の他、炊事場、書院が残っている。



- 開館：9:00～16:30
- 休館：月曜日、年末年始
- 電話：0478-54-1118



◀伊能忠敬記念館

現在の地図と大差ない精巧な日本地図を作り上げるのに使用された測量機器、測量図、日記などが展示されており、地図に対する理解と新しい発見ができる場所。

2 小野川沿いの歴史的町並み

船運で栄えた町▶

佐原は江戸時代に利根川船運の中継地点として栄え「お江戸見たけりゃ佐原へござれ佐原本町江戸優り」と唄われ、河岸問屋や醸造業などの商都として発展した。現在も当時の町並みを彷彿とさせる土蔵造りの建物残り、営業を続けている商家も多いことから「生きている町並み」と称されている。



3 江戸優りの山車文化

水郷佐原山車会館▶

毎年、夏と秋に開催される江戸優り文化の象徴、佐原の大祭。約300年にわたり受け継がれ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「小江戸佐原の粋」をお祭り期間以外でも間近に感じることができる。

- 開館：9:00～16:30
- 休館：月曜日、年末年始
- 電話：0478-52-4104



農林水産部次長就任の御挨拶

千葉県農林水産部次長 杉森 浩



このたび、4月1日付けで農林水産部次長に就任いたしました杉森でございます。

日頃から、皆様には千葉県農林水産業の発展のため、農地中間管理事業をはじめとする各種施策の推進に御理解、御協力をいただき、また、農業生産を支える土地改良施設の適正な維持管理に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、昨年の台風・大雨被害からの復旧・復興への御尽力とともに、新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力いただく中、地域農業振興への御尽力に対しまして心から感謝申し上げる次第です。

さて、現在県では、総合計画「次世代への飛躍 輝け!ちば元気プラン」に示した、「豊かな生活を支える食と緑づくり」を実現するため、平成29年に「千葉県農林水産業振興計画」を策定し、「産業振興」と「地域振興」を大きな柱として、「産業振興」では販売力の強化、強い産地づくり、農林水産業の成長力の強化、「地域振興」では地域の特色を生かした農山漁村の振興・活性化に向けた取組を展開しています。

農業農村整備関係では、施設の老朽化が進む中で、既存施設の長寿命化対策等を計画的に推進する「農業水利施設の老朽化対策」、農業者の高齢化や土地持ち非農家の増加に伴う担い手不足への対策として、農地の集約・集積及び大区画化・汎用化を図る「競争力を高める基盤整備の推進」、近年の気候変動や流域開発に伴う湛水被害、大規模地震等の災害に備えるための「農村地域の防災・減災対策」を柱に施策を推進してまいります。

本県農業の発展と農業農村整備事業の推進に当たっては、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、皆様方の御健康と御発展を祈念しまして就任の挨拶といたします。

農地・農村振興課長 就任にあたって

千葉県農林水産部農地・農村振興課長
堀越 明



本年4月に農地・農村振興課長に就任いたしました堀越でございます。

会員の皆様には、日頃から本県農政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、昨年の台風や大雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さらに本年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で農産物価格の下落なども報告されています。県では、農業者の皆様が安心して経営を続けられるよう関係団体等と連携しながら様々な支援を行ってまいります。

さて本県は、農業者の皆様の高い技術や意欲、関係団体の御協力により、全国屈指の農業県として発展してまいりました。その基盤となる農地等は、水源涵養や美しい景観など多面にわたる機能を有しており、次世代に引き継ぐべき大切な財産です。

しかし、多くの地域は、高齢化の進展や担い手の減少に加え、有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加など、様々な課題を抱えています。

このような中、昨年「農地中間管理事業の推進に関する法律」の一部が改正され、地域での徹底的な話し合いによる「人・農地プラン」の実質化を進めていくことになりました。

「人・農地プラン」の実質化とは、地域農業の将来の在り方など示したプランを、真に地域の話し合いに基づくものにする事です。具体的には、アンケートや話し合い等を通じて地図により現況を把握した上で、5年後、10年後の農地を誰が守っていくのかなど、地域の実情に合った方針を農業者および農地所有者で決めていきます。県では、農地を次世代につなぐ「人・農地プラン」の実質化に多くの地域で取り組んでいただけるよう、関係機関と連携しながら推進しております。

また、農道・水路の草刈りや軽微な施設補修等、地域資源の保全活動を支援する多面的機能支払交付金事業は、現在45市町村542組織で取り組んでいただいておりますが、活動組織の事務負担軽減に向けて、広域化や土地改良区等への事務委託もお願いしながら、取組面積の拡大を進めております。

この他、区画拡大や暗渠排水整備など、きめ細やかな耕作条件改善を機動的に行い農地中間管理機構による農地集積等を推進する「農地耕作条件改善事業」は、本年度の新規採択地区から補助率がアップし従前より地元負担が軽減されました。ぜひ御活用を御検討ください。

今後とも、本県農業・農村の発展に向けた施策を、現場の人や農地に精通している土地改良区の皆様、市町村の皆様と共に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。

「テレビ会議」を活用した要請活動の実施について

水土里ネット千葉 総務部

去る6月26日(金)午後3時から、「テレビ会議」を活用した要請活動並びに意見交換会を実施しました。

令和2年度は新型コロナウイルス対策のため、6月10日に予定されていた「農業農村整備の集い」も中止となり、予算要望活動全体を自粛せざるをえない状況となっていました。

このような状況の中、全国水土里ネット会長会議顧問参議院議員 進藤金日子氏並びに宮崎雅夫氏に対し、本会からは 林和雄会長、山田一夫副会長、杉野宏副会長・常務理事の3名が約40分間、千葉県下の実情を踏まえた要請活動を実施しました。



【要請内容】

- 農業農村整備事業の令和3年度当初予算の確保について
- 多面的機能支払交付金事業の推進に向けた、必要な予算の安定的な確保について
- GISデータ整備の推進のための必要な予算の整備について
- 土地改良施設維持管理適正化事業に必要な予算の安定的な確保について
- 国土強靱化について3カ年の緊急対策が令和2年度で終了することから、引き続き必要な対策が実施できるよう、予算等の確保について
- 基幹水利施設管理事業に係る地元負担の軽減について

※「新しい生活様式」では、このようなオンラインでの会議が増えていくことが予想されますが、まだ慣れるには時間が掛かりそうです。要請活動は実際に相手方に伺って説明した方がこちらの意思が伝わるような気がします。一刻も早い新型コロナウイルスの収束を願うものです。

おめでとうございます

旭日単光章

令和2年 春の叙勲

水土里ネット千葉 総務部



いつば みきお
伊 鐔 幹雄氏

内閣府は令和2年4月29日付けで「令和2年 春の叙勲」の受章者を発表しました。

土地改良事業功労では伊鐔幹雄氏(元 千葉県土地改良事業団体連合会理事、元 市原市市原西部土地改良区理事長)が旭日単光章の栄に浴しました。

伊鐔氏は、昭和55年9月、市原市市原西部土地改良区発足と同時に理事を務め、土地改良区の運営及び土地改良事業の推進、地域農業の振興発展に尽力しました。

これまでの功績に深く敬意を表しますとともに、授章の榮譽に輝かれましたことを心からお慶びを申し上げます。

ため池対策について

千葉県農林水産部耕地課 農地防災班

近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報(管理者・所在地等)を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(以下、「ため池管理法」という。)が平成31年4月に公布されました。さらに、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(以下、「ため池工事特措法」という。)が令和2年6月に成立し、全国的にため池対策が注目されています。

昨年度から取り組んできた対策及び今後の予定について紹介します。

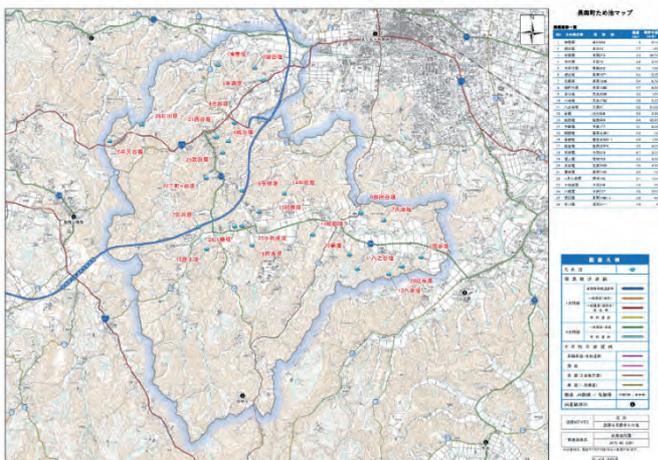
ため池データベースの公表

ため池管理法に基づき、ため池の所在地や貯水量等について、所有者から県に届出があり、県ホームページにおいて公表しています。県内1,279箇所(R2.3月末時点)のため池情報が掲載されています。

千葉県

「農業用ため池データベース」

千葉県農林水産部 耕地課
令和2年3月31日 現在



ため池マップの公表

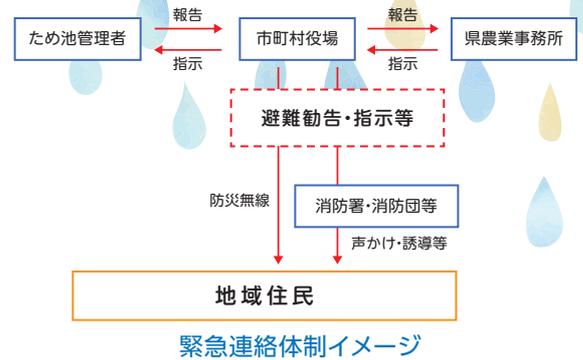
決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を県と市町村で協議して選定し、その場所を示した「ため池マップ」を該当市町村単位で作成しました。市町村のホームページや窓口において公表しています。県内にはR2.3月末時点で583箇所の防災重点ため池があります。

浸水想定区域図の作成

「防災重点ため池」について、決壊した場合の浸水エリアを示した浸水想定区域図を作成しました。同図を基に、避難経路等を反映させたハザードマップを今後市町村で作成していきます。

緊急連絡体制の整備

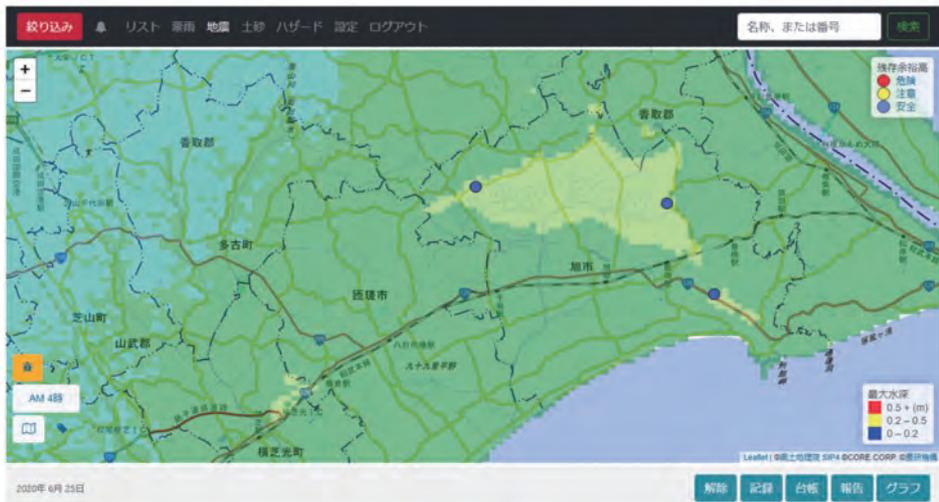
「防災重点ため池」について、ため池管理者、市町村、県、消防等、緊急時に必要な連絡先との緊急連絡網を市町村で作成中です。



ため池防災支援システム

地震・豪雨時に、防災重点ため池の決壊危険度をリアルタイムに予測し、防災関係者に情報共有するシステムが今年度から運用開始されています。5月には県及び市町村の担当者を対象に、地震時のため池緊急点検訓練を実施しました。

震度4以上の地震が発生した場合、30分後を目途に点検対象ため池が本システムで抽出されて表示されますので、管理者等は自身の安全を十分確保したうえで、現地を確認して状況を入力してください。



ため池防災支援システム画面(令和2年6月25日震度5弱)

気象庁の観測データ等を基に細かいメッシュで震度を解析し、薄い緑色が震度5弱の地域となります。防災重点ため池については、最寄りの震度観測点の情報だけで判断せず、本システムでの確認が必須です。

また、本システムのスマートフォン版が今年度中に運用開始される予定となっており、現地において点検結果を速やかに入力することが可能となる見込みです。

今後のため池整備予定

ため池工事特措法において、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、国は防災工事等基本指針を策定し、県は基本指針に基づき防災工事等推進計画を策定することとされています。

県では、決壊した場合の影響度(人家の数、公共施設の有無等)を計算し、市町村と協議して整備の優先順位を決定する予定です。

人・農地プランの実質化について

千葉県農林水産部農地・農村振興課

1. 人・農地プランとは

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、地域農業を守り、発展させていくためには「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか。」「誰に農地を集積・集約化していくのか。」を地域で話し合い、合意することで、効率的な農地利用につなげることが必要です。人・農地プランとは、農業者の徹底した話し合いに基づき、地域において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(以下、「中心経営体」といいます。)や地域農業の将来の在り方などを明確にし、市町村が公表するものです。

2. 人・農地プランの「実質化」とは

千葉県内では53市町村、233プランが策定されています。この233プランには、地域の徹底した話し合いに基づき作成されたものも有りますが、地域の話し合いに基づくとは言い難いものも含まれています。

人・農地プランの「実質化」とは、人・農地プランを真に話し合いに基づいたものにする観点から①アンケートの実施、②地図による現況把握、③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成を実施することです。①～③のポイントは下記のとおりです。

①アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者(耕作者又は地権者)の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

②地図による現況把握

アンケートの結果(農業者(耕作者又は地権者)の年齢と後継者の有無等)を地図に反映し、5～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話し合いの場で活用する(図1)。



図1 アンケート結果を反映した地図のイメージ
(農林水産省 「人・農地プランの実質化について Ver.3」から抜粋)

③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

①、②を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話し合いを行い、5～10年後の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく。

※なお農業農村整備事業の事業計画(農地集積関係)や多面的機能支払交付金の「地域資源保全管理構想」などは、一定の要件を満たした上で市町村人・農地担当部局へ通知することにより、「実質化された人・農地プラン」として扱える場合がありますので、市町村と連携し、掘り起こしをお願いします。

実質化された人・農地プランは各種補助事業の要件にもなっておりますので、農業者への支援のためにも、ご協力をお願いします。

——— 実質化された人・農地プランが要件となっている補助事業の一例 ———

- 機構集積協力金のうち地域集積協力金、農地整備・集約協力金
- 農地耕作条件改善事業のうち高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、未来型産地形成推進条件整備型

多面的機能支払交付金

千葉県農林水産部農地・農村振興課

事業の概要

農業・農村の持つ様々な機能(=多面的機能)を守るため、交付金により、農地や水路、農道や農村環境を保全する地域の共同活動を支援します。

【実施できること】

- 農地維持支払
 - 地域資源の基礎的な保全活動
農地周りの草刈りや、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- 資源向上支払(共同)
 - 施設の軽微な補修、水路のひび割れ補修等
 - 農村環境保全活動
花の植栽による景観形成、生態系保全活動など
 - 多面的機能の増進を図る活動
遊休農地を活用した農業体験など、地域の創意工夫のある活動
- 資源向上支払(長寿命化)
 - 施設の長寿命化のための活動
水路、農道、ため池等の施設の補修、更新

今年度から交付金の持越金について精査をします

交付金は、使用予定に基づいて残額の一部または全部を持ち越し、翌年度以降の活動に使用する事が可能です。

活動組織の会計経理の一層の適正化を図るために、今年度の改正で、持越金の精査の方法について明示されました。

※実施状況報告書の備考欄には、必ず持越金の使用予定を記入してください。

多額な持ち越し(当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上)を行う場合は、「(別紙)持越金の使用予定表」を作成し、提出する必要があります。

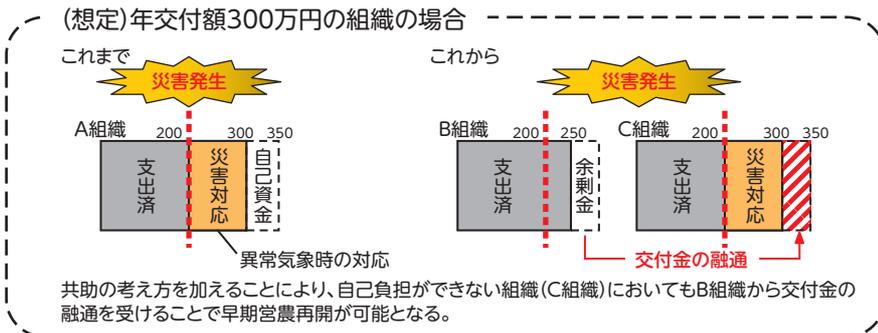
備考欄には、必ず持越金の使用予定を記入。
多額な持ち越し(当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上)を行う場合は、「(別紙)持越金の使用予定表」を作成し、提出。

本事業は今年度から以下の改正がありました

① 甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

これまで、甚大な自然災害により被災した場合について、活動組織への交付金でのみ、被災施設の応急措置に取り組むことができましたが、今後は、活動組織への交付金の他に他組織からの融通を受け、応急措置等に取り組むことが可能となりました。

災害対応に十分な資金がない場合、別の組織から交付金の融通を受けることで、早期営農再開が可能になります。



② 資源向上支払「多面的機能の増進を図る活動」について、加算措置内容を追加

- 「57 医療・福祉との連携」が「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」と改正され、下記の対象活動が追加されました。
- 地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。
- 「55 防災・減災力の強化」について「災害時における応急体制の整備」も対象となります。

③ 地域共同作業についての安全啓発

実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとし、研修メニューに「機械の安全使用に関する研修」が追加されました。

※全ての対象組織で、活動期間中に共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械(刈払機など)について、安全使用に関する研修、講習会を開催又はそれに1回以上参加して下さい。(令和元年度までに活動を開始し、令和2年度に変更や再認定を受けない組織も含む)

④ 農村協働力深化に向けた活動への支援について、要件一部緩和

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から6割以上に緩和されます。

- 構成員のうち、4割以上が非農家
- 構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or

- 構成員のうち、4割以上が非農家、かつ、役員に女性を2名以上選任
- 構成員の6割以上が参加する実践活動を、毎年度2種以上それぞれ別の日に行う

令和2年度改正



女性も活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりに努めます!

農業用河川工作物等応急対策事業 廿五里堰地区について

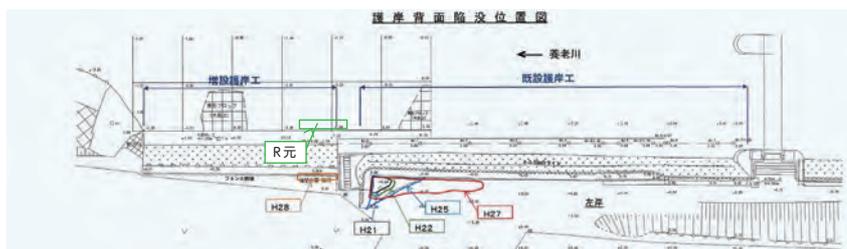
千葉農業事務所

はじめに

ついでいせき
廿五里堰は、二級河川養老川を水源とする水田115ヘクタールに農業用水を供給する地域農業にとっては重要な土地改良施設(頭首工)です。

現在の廿五里堰の築造は、昭和36年に県営かんがい排水事業により整備され、昭和63年には、ため池等整備事業により下流取付け護岸が整備されました。

以前「水土里ネットちば」2017年秋号に掲載されたとおり、平成21年の陥没をはじめとして、陥没を繰り返し、その度に以下の図のとおり復旧を繰り返してきました。しかし、平成26年に発生したさいひろせき
西広堰右岸の大規模な崩壊を契機に、当初、施設更新を目的として農業水利施設保全合理化事業による機能診断及び機能保全計画策定業務を進めましたが、同様な被害を未然に防ぐために農業用河川工作物等応急対策事業により陥没原因を調査し、対策工事を実施することとして、平成30年度、「廿五里堰地区」として事業が開始されました。



着工前



完成

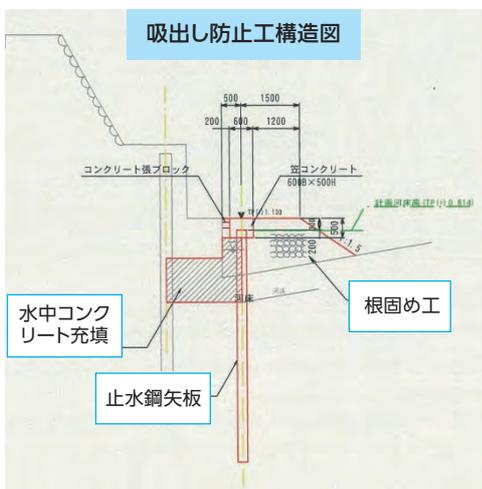
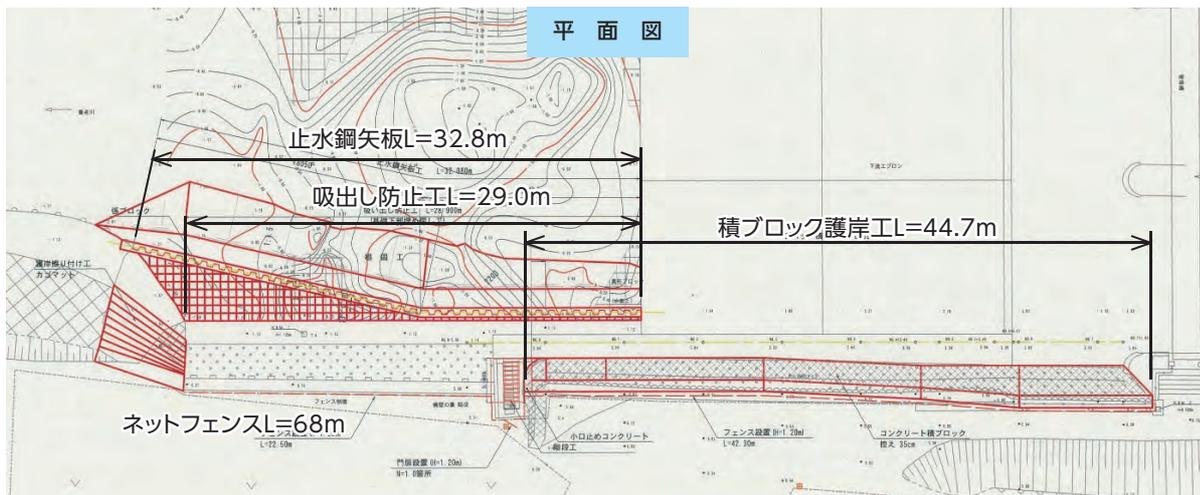
対策工法の検討について

土質調査、横断・深淺測量の結果から、河床の低下、護岸下部の洗掘、護岸工の背面の地下水面の地盤における水平方向あるいは鉛直方向のパイピングによる土砂の流出が陥没の発生原因でした。特に、左岸側下流エプロン直下流の洗掘が著しく、現況擦り付けの護岸工が急激に河川幅を狭めており、この擦り付け護岸に流水が衝突し、渦流・乱流が生じ河床洗掘を助長していました。その対策としては、老朽化が著しい上流護岸(石積)の積ブロックによる復旧、下流護岸は安定していることからパイピングの発生防止のために止水鋼矢板を設置し、その前面河床には根固めを行うことが必要となりました。

なお、工事の実施には、河川管理者である河川環境課ならびに市原土木事務所との協議と施設管理者である東海千種土地改良区との打合せを行い、また、工事箇所周辺の地権者の協力をいただきました。

工事内容について

工事概要は、以下のとおりです。



積ブロック護岸工	L=44.7m
止水鋼矢板	L=32.8m
吸出し防止工	L=29.0m
安全施設工(ネットフェンス)	L=68m

工事の施工にあたって

工事の着工は、令和元年9月でありましたが、同年10月25日発生の台風21号での豪雨で養老川の増水により陥没箇所はもとより、周辺の被災により工事の遅延を余儀なくされ、繰越しするに至りましたが、令和2年6月をもって、工事の完成を迎えました。

今後は、機能保全計画に基づき地元と打ち合わせを行い施設の維持管理を進めてまいります。



防災施設ストックマネジメント事業 利根Ⅱ期地区について

東葛飾農業事務所

利根地区は、柏市と我孫子市にまたがり、一級河川利根川右岸沿いの田中調節池内に約1,200haの農地を展開する都市近郊型農村地帯です。

田中調節池は、昭和22年～31年度に国営代行開墾建設事業、昭和44年～平成元年度に県営ほ場整備事業利根地区、利根二期地区等により優良な圃場に整備されました。



また、流域内の排水は、幹線排水路(1号～4号)を経て、青山樋門から利根川に自然排水し、洪水時には県営ため池等整備事業により昭和48年～54年に改修された青山排水機場及び県営湛水防除事業で昭和59年～平成9年に更新、新設された利根排水機場及び新利根排水機場により利根川に強制排水しています。

県営湛水防除事業で昭和59年～平成9年に整備された幹線排水路(1号～3号)については、軽量鋼矢板を用いた護岸であり、年数の経過とともに、腐食等の劣化が進んでおり、護岸崩落による排水断面の縮小も考えられることから優良農地の保全及び排水機能の保全のために、防災施設ストックマネジメント事業 利根Ⅱ期地区として平成30年度に新規採択し、令和元年度に実施設計を行い、令和2年度から護岸工事に着手する予定です。

施工年度：平成30年～令和5年度(予定)

総事業費：2,259,100千円

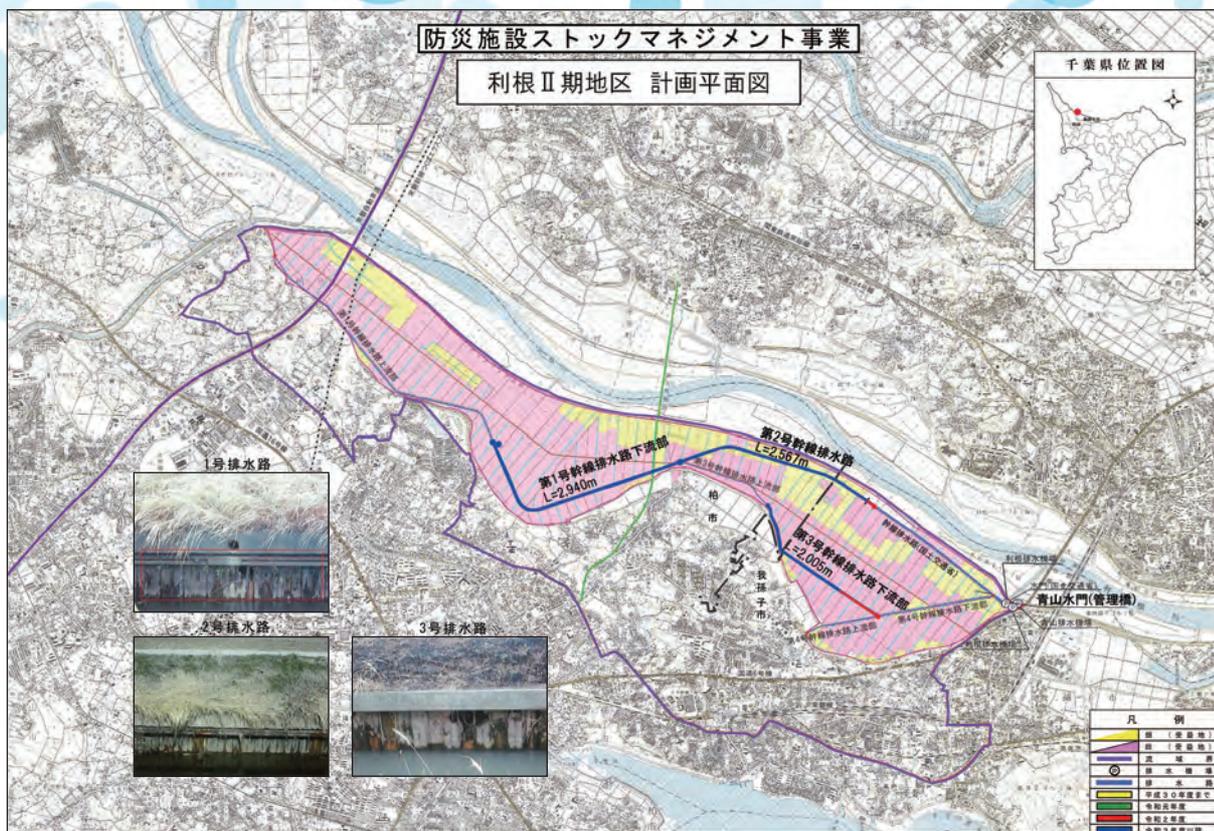
負担割合：国55%、県28%、市17%

主要工事：1号幹線排水路改修 L=2,490m

2号幹線排水路改修 L=2,567m

3号幹線排水路改修 L=2,005m

青山水門管理橋改修 N=1式



関係市町村: 柏市、我孫子市



今回は、利根地区の幹線排水路の改修を行います。本地区を含め管内全体的に耐用年数を超過する施設が増加していることから、劣化状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る取組を推進してまいります。

北総中央用水の受益拡大に向けた 「畑地かんがい推進モデルほ場設置事業」 の実施状況について（千葉市若葉区中野町 鎌田地区）

印旛農業事務所 調査課

① はじめに

北総中央用水は、利根川を水源とする北総東部用水から分水し、畑を主体とした北総台地3,267ヘクタールの農地への用水の安定供給と農業経営の安定を目的として計画され、北総東部幹線水路の取水口から調整水槽までの基幹水利施設は国営事業、調整水槽から給水栓までの末端水利施設は県営事業で整備する計画となっています。（図1）

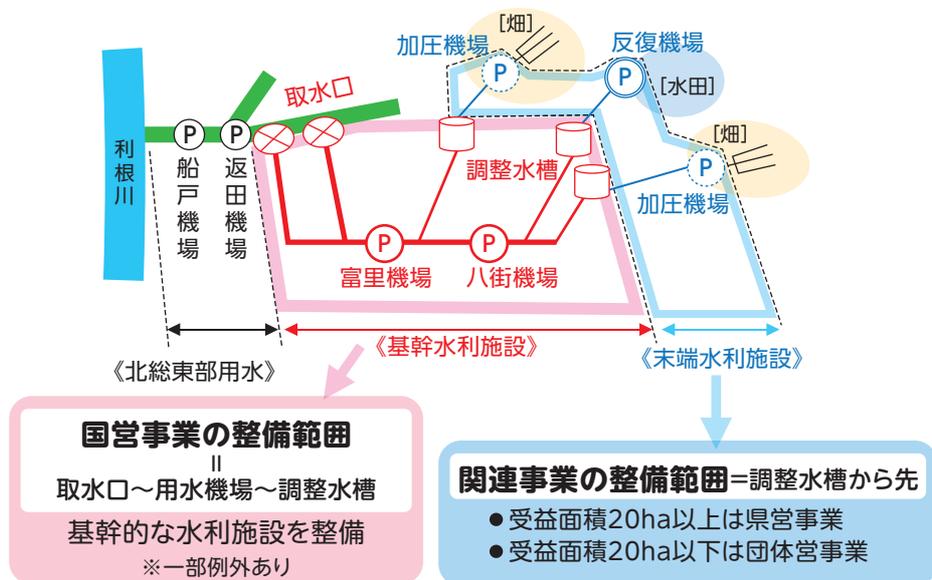


図1 国営事業と関連事業の模式図

しかし、本地域は地下水によるかんがい施設が整備されている等の理由で関連事業が計画どおりに進まず、令和元年度時点の通水面積は未だ約500ヘクタールにとどまっている状況です。

そこで当県では、関連事業の推進に向けて山武市実門地区（平成30年度完了）と千葉市鎌田地区において「県営畑地かんがい推進モデルほ場設置事業（以下、「畑かんモデル事業」という）」を関東管内で初めて実施しています。

<畑かんモデル事業の概要>

国営の事業計画においては、関連事業による末端用水整備を前提とした畑地かんがい計画が取り込まれていますが、整備の遅れにより用水利用が停滞している地域においては国営事業効果

の早期発現のため、末端整備の推進を図る必要があります。そこで地区内に畑作を対象としたモデルほ場を設置して、省力化と高収益に結びつくかんがいの実践を目指し、水利用技術・作物栽培管理技術の確立とその啓発・普及を図るものです。

1. 用水整備：加圧機場1箇所、用水路L=1,500m、かん水施設・器具
2. 調査試験：気象調査、散水調査、作物生育収量調査

② 鎌田地区について 《総事業費180,000千円 受益面積27ha》

鎌田地区は、国営事業で整備した14号調整水槽の受益地であり、水槽の完成と併せて敷地内に簡易ポンプとウォータースタンドが設置され、平成19年度から3戸の受益農家で北総中央用水の試験的利用が開始されました。

北総中央用水の利用者が増える中で、地元農家では新たに水利組合を組織し、平成30年度から本格的な畑かんモデル事業に着手しています。これまで、用水施設の整備や営農状況等の調査を行っており、今年度からは本格的に新たなかん水技術試験を県の普及部門とも連携して実施し、水利用技術の向上及び労力の軽減を検証していきます。

<新たなかん水技術試験の例>

- マイクロスプリンクラー：細かい水粒子での散水が可能。今回はにんじん畑での効果を検証する。
- 点滴チューブ：かん水量の調節が容易で、均一なかん水が可能。液肥等の散布の際にも利用可能で栽培管理の合理化が期待される。
- ロールカー：ほ場内を自走しながらかん水するため、大幅な省力化が見込まれる。

畑地かんがい器具の実演会の概要(令和元年11月実施)



畑地かんがい器具の実演会(スプリンクラー)



畑地かんがい器具(レインガン)

土地改良区に係る検査について

パート5

千葉県農林水産部団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区検査の主な指摘事項とその改善方法を考えていきます◆

組合員への財務状況の公表に関する指摘はこれまでも行ってきたところですが、平成30年6月の土地改良法改正により、各土地改良区は総(代)会承認された決算関係書類を、各土地改良区の事務所もしくはインターネット上で公表しなければなりません(平成30事業年度の決算関係書類から)。

平成30事業年度の決算関係書類については、多くの土地改良区において令和2年3月頃に開催された総(代)会で承認されたかと思いますが、公表手続きはお済みですか？

今一度チェックをお願いするとともに、今回のコラムでは決算関係書類の公表に係る法令等の記述をおさらいしたいと思います。

1 決算関係書類について(土地改良法)

(関係書簿の備付け)

第29条 理事は、定款、規約、第57条の2第1項の管理規程、第57条の3の2第1項の利水調整規程、**事業に関する書類(次条第1項に規定する決算関係書類を含む。)**、組合員名簿、土地原簿及び議事録を主たる事務所に備え、かつ、これらを保存しなければならない(以下略)。

2～3 (略)

4 組合員等その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第一項に規定する書簿の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

(決算関係書類)

第29条の2 理事は、**事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録**(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録。以下「**決算関係書類**」という。)を総会に提出しようとするときは、その会日から2週間前までに、当該**決算関係書類**を監事に提出しなければならない。

2 決算関係書類を総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

3～4 (略)

(総会の議決事項)

第30条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一～六 (略)

七 決算関係書類の承認

(以下略)

※貸借対照表の作成・公表の義務付けは令和4事業年度分のものからです(決算関係書類に関する経過措置)。

今回とりあげた手続のほか、実際には、個々の組合員に対して広報誌の発行や、賦課金通知に同封するなどして財務状況の周知を行うことが望ましいです。

2 組合員への公表と法第29条の2に基づく公表

	組合員への公表	法に基づく公表(平成30事業年度分から)
根拠及び時期	(規約例第47条)毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。 (会計細則例第69条(複式)、65条(単式)) あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。	(法第29条の2第4項)土地改良区は、総会において決算関係書類の承認の決議があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、決算関係書類を都道府県知事に提出するとともに、これを公表しなければならない。
方法	(会計細則例第69条(複式)、65条(単式)) 公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行う。 「事業報告書」「貸借対照表」「収支決算書」「財産目録」その他理事長が必要と認める書面	(施行規則第25条の4) 公表は、次に掲げる方法によるものとする。 1 事務所で公衆の閲覧に供する方法 2 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法
公告	(会計細則例第69条(複式)、65条(単式)) 公表を行った旨を10日間公告する。 (定款例第6条) 公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示する。	～公告については定めがありません。～

【参考】組合員への公表の時期について

- Q 決算書類の公表時期については、事業年度終了後3ヶ月以内では厳しい土地改良区もあることから、土地改良区の実情に応じ公表時期を定めることができるよう配慮していただけないか。
- A 規約例(第46条)及び会計細則例(第65条(単式簿記)又は第69条(複式簿記))において、事業年度終了後3ヶ月で財務状況を公表することとされていますが、合理的な範囲で別の時期を定めることは差し支えありません。しかしながら、組合員に対し決算関係書類の早期の公表に努めるという趣旨からは、現行の公表時期を遅らせることは適当ではないと考えます。

≪土地改良法改正関係 質問に対する回答等について(平成30年8月 農林水産省)≫

3 公告の掲示(例)について

公 告

当土地改良区規約第〇〇条の規定により、〇〇年度の財務状況を公表しました。

閲覧を御希望の組合員は、事務所に於て開所日の〇時から〇時の間に閲覧できます。※

※有人の事務所を有しない場合は連絡先を記載

〇年〇月〇日

〇〇土地改良区理事長 〇〇〇〇

公表・閲覧期間が10日間だけということではない(公告の期間が10日間)ので御注意ください。

有人の事務所を有しない土地改良区の場合、決算関係書類は役員宅に保管している場合が多いかと思えます。定款の規定により公告しなければなりません。少なくとも理事会・総会を開催する地域の集会所等に、外から見えるように掲示するという方法が現実的ではないかと考えますので、公告の方法を再考してみてもいいでしょうか。

職員を雇用されている土地改良区の皆様へ

厚生労働省パンフレット(抜粋)

労働基準法の基礎知識

労働基準法は、正社員、アルバイトなどの名称を問わず全ての労働者に適用されるルールです。このリーフレットは、労働基準法のポイントを分かりやすくまとめたものです。

ポイント1 労働条件の明示

労働者を採用するときは、以下の**労働条件**を明示しなければなりません。(労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条)

必ず明示しなければならないこと

原則、書面^(※)で交付しなければならないこと

- ① 契約期間に関する事
- ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関する事
- ③ 就業場所、従事する業務に関する事
- ④ 始業・就業時刻、休憩、休日に関する事
- ⑤ 賃金の決定方法、支払時期に関する事
- ⑥ 退職に関する事(解雇の事由を含む)
- ⑦ 昇給に関する事

定めをした場合に明示しなければならないこと

- ① 退職手当に関する事
- ② 賞与などに関する事
- ③ 食費・作業用品などの負担に関する事
- ④ 安全衛生に関する事
- ⑤ 職業訓練に関する事
- ⑥ 災害補償などに関する事
- ⑦ 表彰や制裁に関する事
- ⑧ 休職に関する事

(※) 労働者が希望した場合は、FAXやWebメールサービス等の方法で明示することができます。ただし、書面として出力できるものに限られます。

厚生労働省のホームページに、モデル労働条件通知書が掲載されていますのでご活用ください。



ポイント2 賃金

賃金は**通貨**で、**直接労働者に、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払**わなければなりません(労働基準法第24条)。また、労働者の同意があっても最低賃金額を下回ることはできません(最低賃金法第4条)。

賃金支払の5原則	① 通貨払い	賃金は通貨で支払う必要があり、現物支給は禁止されています。労働者の同意などがあれば銀行振込も可能です。
	② 直接払い	労働者本人に直接支払う必要があります。(労働者の代理人や親権者等への支払いは不可)
	③ 全額払い	賃金は全額を支払う必要があります。所得税など法令に定めがあるものや、労使協定で定めたもの以外は控除できません。
	④ 毎月1回払い	毎月少なくとも1回は賃金を支払わなければなりません。(賞与等は除く)。
	⑤ 一定期日払い	「毎月15日」というように、周期的に到来する支払期日を定めなければなりません(賞与等は除く)。

⚠ 最低賃金は都道府県ごとに定められています。

～労務管理でお困りのときは～

「千葉働き方改革推進支援センター」(厚生労働省委託事業)へ!!

千葉県教育会館本館(県庁前)4階 ☎0120-17-4864 ✉kaikaku@tsubokawa.jp

千葉県土地改良事業団体連合会

会 長

林 和雄 (長生郡白子町長)

副会長

山田 一夫 (安房中央土地改良区理事長)

副会長常務理事

杉野 宏 (学識経験者)

理 事

岡本 岩雄 (東海千種土地改良区理事長)

渡辺 昭博 (東葛北部土地改良区理事長)

長谷川邦彦 (印旛沼土地改良区理事長)

篠塚 正勝 (香取市豊浦土地改良区理事長)

往古 幸衛 (千葉県大利根土地改良区理事長)

塚瀬 一夫 (東金市十文字川土地改良区理事長)

太田 洋 (いすみ市長)

小倉 秋男 (武田堰土地改良区理事長)

宇井 成一 (香取市長)

岩田 利雄 (香取郡東庄町長)

森 英介 (両総土地改良区理事長)

代表監事

鈴木 大作 (学識経験者)

監 事

吉岡 繁 (千葉県根木名川土地改良区理事長)

依知川敏男 (千葉県借当川沿岸土地改良区理事長)

暑中お見舞い
申し上げます

水土里ネットちば 327号 (令和2年7月発行)



発 行

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)
〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5
TEL.043-241-1711(代)/FAX.043-248-2563(代)

印 刷

株式会社ニッセイアド
〒264-0026 千葉市若葉区西都賀4-18-3
TEL.043-206-7752/FAX.043-206-7753